

そなへる

1994 No. 84

そなえる

かわさき防災広報紙

1994年(平成6)1月21日 発行
 ●発行/川崎市
 ●編集/土木局防災対策室
 〒210 川崎市川崎区宮本町1番地
 TEL (044)200-2111 内線2841

SONAERU

①揺れを感じたら、まず火を消す。

- 自動消火装置が100パーセント確実に作動するとは限らない。身の安全を図り、できるだけすばやく火を消す習慣を身につけておく。

**②コンロやストーブなどの近くに、燃えやすい物を置かない。**

- 地震のとき、火を使う器具に燃える物が落ちたり倒れかかってしまうないようにしておこう。
- カーテンの近くにストーブを置かない。
- 衣類、新聞、雑誌、布団など燃える物をストーブのそばに置かない。

**③たばこの始末は確実に。**

- 吸いがらは確実に火を消して、灰皿へ。灰皿の吸いがらは、火が完全に消えていることを確かめてから捨てる。
- 寝たばこをしない。させない。
- 喫煙歩行、吸いがらの投げ捨てをしない。

**④たき火をするときの注意。**

- 風の強いときは、火の粉が飛ぶなどして非常に危険なので、たき火をしない。
- 水を入れたバケツを用意しておき、火のそばをはなれないようにする。
- 終わったら完全に消火しておく。

**⑤風呂釜の空焚きに注意。**

- コンロの消し忘れに注意。
- 揚げ物のように油を使った調理をしているときは、特に気をつけて、火のそばを離れない、わずかな時間といえども離れるときは、必ず火を消す。

**⑦家のまわりに燃えやすい物を置かない。**

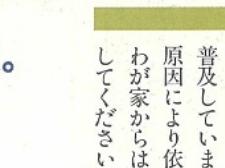
- 川崎市内の火災発生原因のトップは「放火」。

**⑧子供に火遊びをさせない。**

- 子供の手の届くところにライターなどを置いておかない。
- 火の恐ろしさを教えておく。

**⑨消防器を常備し、家族の誰もが使い方を覚えておく。**

- 油火災や電気火災に水は禁物、ぜひ消防器を備え、使用方法を覚えておく。

**⑩お年寄り、子供、身体の不自由な方の就寝場所は、できるだけ避難しやすい部屋にしておく。**

昨年の1月に厳寒期の北海道を襲った「釧路沖地震」では、釧路市内のはとんどの家庭で暖房器具を使用していましたが、8割近くの方が揺れを感じてすぐに火を消したり、自動消火装置が作動したおかげで、火災発生件数は震度6という強い地震にもかかわらず、6件と比較的少なくてすみました。このことからも、「グラッときたら火の始末」という言葉から心がけが、被害の発生を抑えるうえで大きな効果を發揮していることがうかがえます。最近は、温度センサーや自動消火装置など、各種安全装置の付いた器具も普及していますが、川崎市内では平成5年中1月～11月までの間に、色々な原因により依然として40件の火災が発生しています。地震のときにも限らず、わが家からは火事を出さないという心がまえを持って、次のことをぜひ実行してください。

こわいものにも色々あるが、地震と火事はやつぱりこわい！

わが家からは火事を出さない！
日ごろから火災防止のために心がけているひとつひとつのことだが、

地震のときにも役に立つ。

知っていますか？ 震災時の避難方法、避難場所

大地震=避難 とお考えの方もいらっしゃるかも知れませんが、必ずしもそうではありません。避難は、皆さんの住まいが危険な状態になったとき、または、そのおそれがあるときにおこなうものです。(例えば、地震後に火災が発生し、広い地域に拡大しそうな場合や危険物の流出、漏洩などによる。) ですから、すぐにあわてて各人が各自避難をはじめたりせずに、自主防災組織や隣近所の人達と状況を確認しあい、避難する必要があると判断された場合や警察官、消防署員、防災無線などを通じて、避難の指示が出された場合に、あらためて行動を開始してください。また、どのような指示があった場合は必ず指示に従って行動してください。

避難するときの心得

- ヘルメットや防災すきんなどを着用し、歩きやすい底のしっかりした靴をはき、落下物や割れたガラス、切れた電線などに注意する。
- 持ち物は、とりあえずの生活に必要なもののみとし、日ごろから非常持出袋などにまとめておく。
- 隣近所で声をかけ合い、残っている人がいないかを確認し、寝たきりのお年寄りや身体の不自由な方、幼児の避難は助け合いながらおこなう。

川崎市では、大地震によって延焼拡大するおそれがある住宅の密集した地域(要避難地域)と、そのおそれが比較的小さい地域(任意避難地域)に分けて、昭和52年以来つぎのような避難計画を立てています。

要避難地域の場合**1) 各自宅から一時集合場所へ**

要避難地域では、個人個人がバラバラに避難して混乱することを避けるため「一時集合場所」を自主防災組織など住民組織であらかじめ決めていただくようお願いをしています。避難する必要が生じたときは、まず、この一時集合場所へ集合してください。

2) 一時集合場所から地区避難場所へ

「地域避難場所」は、ほぼ500m圏内に1箇所程度設定(主に学校や公園等)してあり、ここには防災無線の屋外受信機が設置され、また、発災後に市の職員(避難場所要員)が派遣され、情報提供や必要に応じて「広域避難場所」への避難誘導をおこないます。

一時集合場所から地区避難場所へは、住民の皆さんのが集団で避難してください。

3) 地区避難場所から広域避難場所へ

「広域避難場所」は、地区避難場所周辺にまで危険が及ぶような場合に避難する場所で、ここには防災無線の屋外受信機が設置され、また、発災後に応急救護所などを設置し、情報提供や医療救護等がおこなえるようになっています。

地区避難場所から広域避難場所へは、市の職員や警察官の誘導に従って避難してください。

任意避難地域の場合

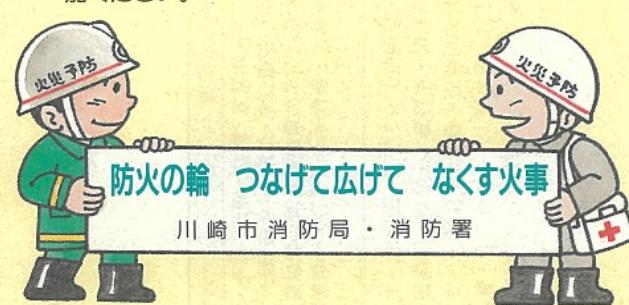
任意避難地域では、周辺に空き地などがあり、比較的の建物の密集度と危険性が低く、避難がしやすいため、特に避難場所は定めていません。

しかし、情報提供や救援物資の配給などの活動をおこなう場所として、「震災時連絡場所(区役所)」と「地区連絡場所(学校や区の出張所等)」を指定しています。

春の火災予防運動が始まります

<3月1日(火)～3月7日(月)>

川崎市消防局と各消防署は、3月1日から3月7日までの春季火災予防運動の期間中、消防訓練やパレードなどの行事を市内各所でおこないます。皆さんもご近所でおこなわれる消防訓練にふるってご参加ください。



川崎市消防局・消防署

